

名古屋港管理組合公報

令和7年4月30日

(水曜日)

号外第59号

目次

○勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
○職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則	1
○特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
○給与条例施行規則の一部を改正する規則	2
○住居手当規則の一部を改正する規則	2
○通勤手当規則の一部を改正する規則	3
○单身赴任手当規則の一部を改正する規則	4
○旅費条例施行規則	5
○失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則	9
○非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	9

規 則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年四月三十日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第八号

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和三十一年名古屋港管理組合規則第六号）の一部を次のように改正する。
第一条の五第六項中「三歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年四月三十日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第九号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和三十一年名古屋港管理組合規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項中「であり、かつ、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているもの」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職務に専念する義務の免除基準に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年四月三十日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第十号

特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則（令和二年名古屋港管理組合規則第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百五十六・九二」を「一月平均の勤務時間（各年の四月一日から翌年三月三十一日までの日数から当該期間における休日の日数を差し引いた日数を十二で除して得た数に、七時間四十五分を乗じて得た時間（小数点以下第二位未満の端数は、切り捨てる。）をいう。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例施行規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

給与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年四月三十日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第十一号

給与条例施行規則の一部を改正する規則

給与条例施行規則（昭和二十七年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の六第二号中「をいう。」の下に「以下第九条第七項において同じ。」を加える。

第九条第九項中「第十四条」を「勤務時間条例第十四条」に改める。

第十八条の四第六項中「百五十六・九三時間」を「各年の四月一日から翌年三月三十一日までの日数から当該期間における名古屋港管理組合の休日を定める条例（平成三年名古屋港管理組合条例第七号）第二条第一項に規定する本組合の休日の日数を差し引いた日数を十二で除して得た数に、七時間四十五分（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、七時間四十五分に当該職員の正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間）を乗じて得た時間（小数点以下第二位未満の端数は、切り捨てる。）」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給与条例施行規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

2 次項の規定による改正後の給与条例施行規則の一部を改正する規則（令和五年名古屋港管理組合規則第十一号）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（給与条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

3 給与条例施行規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則第二項中「この規則による改正後の」を削り、「第九条第五項」の下に「及び第十八条の四第六項」を加え、「同項」を「第九条第五項」に、「とする」を「と」、第十八条の四第六項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年名古屋港管理組合条例第四号）附則第十一項若しくは第十二項又は第十四項若しくは第十五項の規定により採用された」とする」に改める。

住居手当規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年四月三十日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第十二号

住居手当規則の一部を改正する規則

住居手当規則（昭和四十六年名古屋港管理組合規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「扶養親族」の下に「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けている者及び」を加え、「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削る。

第四条中「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を削り、「同規則第五条第三号」を「同条第三号」に、「愛知県の職員、名古屋市の職員、職員の退職手当に関する条例（昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号）第七条第五項第三号に規定する者又は国家公務員であつたものから人事交流等により引き続き条例」を「新たに条例第五条第一項に規定する給料表」に、「当該条例」を「当該給料表」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の住居手当規則（以下「改正後規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年名古屋港管理組合条例第四号）附則第三項若しくは第四項、第八項若しくは第九項、第十一項若しくは第十二項又は第十四項若しくは第十五項の規定により採用された職員に対する改正後規則第四条の規定の適用については、同条中「条例第五条第一項に規定する」とあるのは、「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年名古屋港管理組合条例第四号）附則別表第一又は附則別表第二の」とする。

（住居手当規則の一部を改正する規則の一部改正）

3 住居手当規則の一部を改正する規則（令和五年名古屋港管理組合規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

通勤手当規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年四月三十日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第十三号

通勤手当規則の一部を改正する規則

通勤手当規則（昭和三十四年名古屋港管理組合規則第一号）の「部を次のように改正する。

第四条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項中「場合」の下に「又は第十二条の二第三号から第六号までの職員でなくなつた場合」を加える。

第五条中「提示」の下に「又は第十二条の二第三号から第六号までの職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出」を加える。

第六条第一項中「新幹線鉄道等」の下に「（以下「新幹線鉄道等」という。）」を加える。

第七条第一項中「この条」を「以下この条及び第八条第二号」に改める。

第八条第一号中「（同項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第二号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に、その職員の手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第二号中「一箇月当たりの運賃等相当額（二以上の普通交通機関等を利用するものとして手当を支給される場合にあっては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては）」に改める。

第九条中「通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなる等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に、「とする」を「（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十二条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「に係る」を「の利用に係る特別料金等に係る」に改め、同条第三項中「特別料金等の額の二分の一に相当する額」及び「特別料金等の二分の一相当額」を「特別料金等相当額」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第七条第一項各号列記以外の部分及び同項第一号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第二号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

第十二条の次に次の一条を加える。

（権衡職員の範囲等）

第十二条の二 条例第十一条第三項の規定による手当を支給される職員との権衡上、同項に規定するもののほか、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）に対する手当の額は、特別料金等相当額及び同条第二項の規定による額の合計額とする。

一 愛知県の職員、名古屋市の職員、職員の退職手当に関する条例（昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号）第七条第五項第三号に規定する者又は国家公務員であつた者（以下「国等の職員」という。）から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となつた者のうち、条例第十一条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（条例の適用を受ける職員となつた日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び総務部長がこれに準ずると認める住居を含む。）から通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる者で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが総務部長の定める基準に照らして困難であると認められるものに限る。）

二 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）（配偶者のない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員で、当該転居後の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

三 職員若しくは配偶者の公署を異にする異動若しくは在勤する公署の移転（配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）国等の職員若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者であつた者（以下「退職派遣者」という。）から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となつた者の当該適用又は本組合を退職した後引き続いて採用された職員の当該採用に伴い、配偶者と同居して満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが総務部長の定める基準に照らして困難であると認められるものであり、かつ、当該子の養育を行つているものに限る。）

四 条例の適用を受ける職員となつた者（国等の職員若しくは退職派遣者から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となつた者又は本組合を退職した後引き続いて採用された職員を除く。第六号において同じ。）が配偶者と同居して満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するために職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に居住している場合において、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが総務部長の定める基準に照らして困難であると認められるものであり、かつ、当該子の養育を行つているものに限る。）

五 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者に限る。次号において同じ。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後

の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが総務部長の定める基準に照らして困難であると認められるものであり、かつ、当該父母の介護を行つていないものに限る。）

六 条例の適用を受ける職員となつた者が職員又は配偶者の父母の介護のために当該父母の住居又はその近隣の住居に住している場合において、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが総務部長の定める基準に照らして困難であると認められるものであり、かつ、当該父母の介護を行つていないものに限る。）

七 その他条例第十一条第三項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして総務部長が定める職員

第十四条第一項中「各号に掲げる」を「に規定する」に、「同項各号」を「同項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 条例第十一条第五項に規定する「管理者の定める通勤手当」は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、「条例第十一条第二項第二号に定める額（第八条第二号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額（次条第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第十一条第五項に規定する「管理者の定める期間」は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第十五条第一項中「第十一条第五項」を「第十一条第六項」に改め、同条第二項中「普通交通機関等に係る手当に係る条例第十一条第五項」を「条例第十一条第六項」に改め、同項第一号中「一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び条例第十一条第二項第二号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が五万五千円」を「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円」に、「すべて」を「全て」に改め、「普通交通機関等」の下に「及び新幹線鉄道等」を加え、「運賃等相当額等が五万五千円」を「通勤手当算出基礎額が十五万円」に、「当該事由」を「、当該事由」に、「運賃等の」を「運賃等及び特別料金等の」に改め、同項第二号を次のように改める。

一 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えていた場合、十五万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその職員の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額並びに既に支給されている手当の額を考慮して総務部長が別に定める額の合計額のいずれか低い額

第十五条第三項を削る。

第十六条第一項中「第十一条第六項」を「第十一条第七項」に改める。

第十九条中「どうかを」を「どうか並びに第十二条の二第三号から第六号までの職員たる要件を具備しているかどうかの確認を、」に改め、「提示」の下に「若しくはその具備を証明する書類の提出」を加え、「確認する」を「行う」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当規則（以下「改正後規則」という。）の規定は、令和七年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 改正後規則第十二条の二第三号から第六号までの規定は、この規則の適用日前にこれらの号に掲げる職員となつた者（同条第三号及び第五号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。）にも適用する。

単身赴任手当規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年四月三十日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第十四号

単身赴任手当規則の一部を改正する規則

単身赴任手当規則（平成二年名古屋港管理組合規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「公署を」を「総務部長の定めるところにより算定した通勤距離が六十キロメートル以上であり、かつ、公署を」に改め、「移転」の下に「に伴い支給要件（条例第十一条の三第一項に規定する職員たる要件又は第五条各号に規定する職員たる要件をいう。以下同じ。）を具備するに至つた場合にあつては、当該異動又は公署の移転」を加え、「であつて、総務部長の定めるところにより算定した通勤距離が六十キロメートル以上」を削る。

第五条第一号を次のように改める。

一 新たに一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成十五年名古屋港管理組合条例第六号）の規定による採用により職員となり、これに伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該職員となる直前の住居から当該職員となつた直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

第五条第七号を次のように改める。

七 第二号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転」とあるのを「新たに条例第五条第一項に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員となつたこと」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「給料表の適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

第七条第一項中「条例第十一条の三第一項に規定する職員たる要件又は第五条各号に規定する職員たる要件（以下「」及び「」という。）」を削る。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の単身赴任手当規則（以下「改正後規則」という。）の規定は、

令和七年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後規則第五条第一号及び第七号の規定は、この規則の適用日前に新たに給与条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号）第五条第一項に規定する給料表又は職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年名古屋港管理組合条例第四号）附則別表第一若しくは附則別表第二の給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。

（単身赴任手当規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 3 単身赴任手当規則の一部を改正する規則（令和五年名古屋港管理組合規則第十三号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「この規則による改正後の」を削り、「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二條の四第一項」を「一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成十五年名古屋港管理組合条例第六号）の規定による採用により」に、「附則第三項若しくは第四項、第八項若しくは第九項、第十一項若しくは第十二項又は第十四項若しくは第十五項」を「附則別表第一又は附則別表第二の給料表の適用を受ける」に、「法第二十二條の四第一項」を「条例第五条第一項に規定する」に、「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第三項若しくは第四項、第八項若しくは第九項、第十一項若しくは第十二項又は第十四項若しくは第十五項」を「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則別表第一又は附則別表第二の」に改める。

旅費条例施行規則を公布する。

令和七年四月三十日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第十五号

旅費条例施行規則

旅費条例施行規則（昭和二十八年名古屋港管理組合規則第三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、旅費条例（令和七年名古屋港管理組合条例第四号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（行政職給料表の適用を受けない職員の職務の級）

第二条 条例第二条第二号に規定する「管理者が定めるこれに相当する職務の級」は、別に定める場合を除き、給与条例（昭和二十七年条例第五号）第五条第一項第二号に規定する給料表の適用を受ける職員にあつては、給与条例別表第一行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の職務の級が一級にあるものとする。

（旅行役務提供者）

第三条 条例第二条第十号に規定する「管理者が定める者」は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者
- 二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者
- 三 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十三條の三第二項に規定する船舶運航事業者
- 四 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業を経営する者
- 五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九条第七項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- 六 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業を営む者
- 七 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第五十五条第一項に規定する貨物利用運送事業者
- 八 外国における前各号に掲げる者に相当するもの

（旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費）

第四条 条例第三条第六項に規定する「管理者が定める場合」は、次に掲げる場合とする。

- 一 条例第三条第二項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
 - 二 条例第三条第一項及び第二項第一号の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第十五条及び第十七条第一項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- 2 条例第三条第六項に規定する「管理者が定めるもの」は、条例第二十五条第二項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

一 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第八条第一項各号、第九条第一項各号、第十条第一項各号及び第十一条各号（同条ただし書の規定の適用がある場合を除く。）に掲げる各費用について、当該各条及び条例第六条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを求めた額とを比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

二 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、及び渡航雑費については、当該各種目について条例第六条並びに第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十七条第一項及び第十八条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを求めた額とを比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

三 前二号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

（旅費額を喪失した場合における旅費）

第五条 条例第三条第七項に規定する「管理者が定める事情」は、次に掲げる事情とする。

- 一 交通事故その他の条例第三条第七項に規定する者の責めに帰することができない事情
- 一 前条第一項第二号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情
- 2 条例第三条第七項に規定する「管理者が定める金額」は、次に掲げる金額とする。
 - 一 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。以下同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例又は旅費に関する法令（他の条例を含む。以下同じ。）の規定により支給することができる額
 - 一 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額（旅行命令簿等の記載事項又は記録事項）

第六条 条例第四条第四項に規定する「管理者が定める事項」は、別記様式に定める事項とする。
（鉄道賃に係る鉄道等）

第七条 条例第八条第一項に規定する「その他管理者が定めるもの」は、次に掲げるものとする。

- 一 鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- 一 軌道法第一条第一項に規定する軌道に類するもの
- 一 外国における前二号に掲げるものに相当するもの
- 2 条例第八条第一項第五号に規定する「特別職員その他の職員のうち管理者が定めるもの」は、内国旅行の場合にあつては特別職員及び特別職員若しくは特別職員の旅費相当額を支給される者に随行して旅行する又はこれらの職員等の代理として旅行する職員（以下「随行等職員」という。）とし、外国旅行の場合にあつては特別職員、職務の級が七級以上の職員及び随行等職員とする。
（船賃に係る船舶等）

第八条 条例第九条第一項に規定する「その他管理者が定めるもの」は、次に掲げるものとする。

- 一 海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの
- 一 外国における前号に掲げるものに相当するもの
（航空賃に係る航空機等）

第九条 条例第十条第一項に規定する「管理者が定めるもの」は、次に掲げるものとする。

- 一 航空法第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの
- 一 外国における前号に掲げるものに相当するもの
- 2 条例第十条第二項第四号に規定する「管理者が定めるもの」は、一の旅行区間における飛行時間が二十四時間以上の移動とする。
（その他の交通費に係る移動）

第十条 条例第十一条ただし書に規定する「管理者が特に必要と認めるもの」は、自家用自動車を利用する移動（総務部長が定めるものに限る。）とする。
（宿泊に係る特別な事情）

第十一条 条例第十二条ただし書に規定する「管理者が定める場合」は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、内国の宿泊にあつては第一号に定めるときとし、外国の宿泊にあつては第二号に定めるときとする。

- 一 旅行命令権者が次のイ又はロのいずれかに該当すると認めるとき。
 - イ 用務の関係者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
 - ロ 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- 一 旅行命令権者が次のイから二までのいずれかに該当すると認めるとき。
 - イ 用務の関係者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
 - ロ 旅行者が特別職員又は特別職員の旅費相当額を支給される者に随行して旅行するとき。
 - ハ 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- 二 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があつたとき。

（転居費等）

第十二条 条例第十五条、第十六条及び第十七条第一項に規定する「管理者が特に必要と認めるもの」は、次に掲げる場合で旅行命令権者が必要と認めるものとする。

- 一 公告に居住を命ぜられた場合
- 一 公告に居住を命ぜられた後、公告の明渡しを命ぜられた場合
- 一 前二号に準ずる特別の考慮を必要とする場合
（転居費の算定方法等）

（転居費の算定方法等）

第十三条 条例第十五条に規定する「管理者が定める方法」は、次に掲げる方法とする。ただし、外国旅行の場合にあつては、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）別表第四に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。

- 一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- 一 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- 一 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第一号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。
- 2 前項の算定に当たつては、他の種目として支給を受ける費用その他の本組合の経費による支給が適当でない費用として

総務部長が定めるものを除くものとする。

(渡航雑費の細則)

第十四条 条例第十八条に規定する「管理者が定める費用」は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とする。

- 一 条例第十八条に規定する費用に類する又は付随する費用
 - 二 前号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして総務部長が定める費用
- (退職者等の旅費の細則)

第十五条 条例第二十条の規定により支給する旅費は、条例第三条第二項第一号に掲げる職員が退職等の日にいた地から退職等当時又は赴任前の在勤地に旅行するものとして計算したものである。

2 前項の場合における旅費の計算については、当該職員を退職等となる前の職務の級にある者（特別職員であつた場合は、当該者）とみなす。

(遺族等の旅費の細則)

第十六条 条例第二十一条第一項の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 条例第三条第二項第二号に掲げる遺族に対し旅費を支給する場合 当該遺族の一人が職員の死亡当時の在勤地又は当該遺族の現に居住する赴任前の在勤地から死亡地までの往復に要する旅費
 - 二 条例第三条第二項第三号に掲げる遺族に対し旅費を支給する場合 同号の職員が赴任後の在勤地から赴任前の在勤地へ再び赴任したとするならば当該職員に支給すべき旅費に相当する旅費
 - 三 条例第三条第二項第四号に掲げる職員に対し旅費を支給する場合 当該職員がその居住地から死亡地までの往復に要する旅費
- 2 前項第一号及び第二号の場合における旅費の計算については、前項第一号の場合にあつては当該遺族を死亡する前の当該職員の職務の級にある者（当該職員が特別職員であつた場合は、当該者。以下同じ。）と、前項第二号の場合にあつては当該遺族のうち一人を死亡する前の当該職員の職務の級にある者と、その他の遺族をその者の家族とみなす。

(旅費の調整)

第十七条 旅行命令権者は、条例第二十五条第二項の規定により旅費を調整する場合には、必要と認めた額を支給することができる。

(在勤公署等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第十八条 在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。以下同じ。）又は旅行地（以下「在勤公署等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤公署等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤公署等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤公署以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤公署以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤公署に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

(本邦通過の場合の旅費)

第十九条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

2 前項本文の場合において、条例第十七条第一項第一号の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新居住地又は居住地とみなす。

(在勤地内等旅費)

第二十条 職員が在勤地内及びその付近地（総務部長が定める区域をいう。）の出張（以下「在勤地内等出張」という。）をする場合に支給する旅費（以下「在勤地内等旅費」という。）は、鉄道賃、船賃及びその他の交通費（条例第十一条ただし書及び同条第一号に規定する移動に要する費用に限る。）とし、これら以外の旅費は支給しない。

2 在勤地内及びその付近地を巡回すべき職にある者がその職務のため担当区域内を巡回する場合又は外勤事務に従事すべき職にある者がその職務のため外勤事務に従事する場合には、特に必要である場合を除き、在勤地内等旅費を支給しない。

3 在勤地内等旅費は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、職員が退職等となつた場合又は死亡した場合は、これらの事実が生じた日以後速やかに支給するものとする。

4 在勤地内等出張は、出張命令（在勤地内等出張をする場合に発する旅行命令をいう。）によつて行うものとする。この場合における第六条の規定の適用については、総務部長が別に定めるものとする。

(委任)

第二十一条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の旅費条例施行規則（以下「改正後規則」という。）の規定は、令和七年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

2 改正後規則の規定は、適用日以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行及び条例第三条第五項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、適用日前に条例による改正前の旅費条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第六号。以下「改正前条例」という。）第二条の二第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び改正前条例第二条第一項の規定により旅費の支給を決定した旅行（法令その他により旅費の支給を必要とする場合に限る。）については、なお従前の例による。ただし、適用日前に改正前条例第二条の二第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、適用日以後に旅行命令権者が条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、

- 当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 改正後規則第十五条及び第十六条の規定は、適用日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、適用日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 改正後規則第四条及び第五条の規定は、条例第三条第六項及び第七項に規定する者が同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前条例の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和五年名古屋港管理組合条例第四号）附則別表第一又は附則別表第二（以下「旧行政職等給料表」という。）の適用を受ける職員に対する改正後規則第二条の規定の適用については、附則別表左欄に掲げる行政職給料表の職務の級に応じ、附則別表右欄に掲げる旧行政職等給料表の職務の級とする。

附則別表（行政職給料表の各級に相当する職務の級）

行政職給料表の職務の級	相当する職務の級
9 級	旧行政職等給料表 9 級
8 級	旧行政職等給料表 8 級
7 級	旧行政職等給料表 7 級
6 級及び 5 級	旧行政職等給料表 6 級及び 5 級
4 級及び 3 級	旧行政職等給料表 4 級及び 3 級
2 級	旧行政職等給料表 2 級
1 級	旧行政職等給料表 1 級

別記様式（第 6 条関係）

旅行命令（依頼）簿

命令権者及び関与者	管 理 者			
	副 管 理 者			
	部 長 級			
	次 長 級			
	所属課（所）長			
	予算主管課長			
用 務				
用 務 先				
旅 行 期 間		月 日 月 日から 日まで 日間		
旅 行 者 氏 名				
摘 要				

備考

- 1 本組合の船若しくは車で旅行する場合又は航空旅行の場合には、摘要欄に当該旅行区間を明らかにしてその旨を記入すること。
- 2 旅行命令等を変更する場合は、朱書すること。

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年四月三十日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第十六号

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当支給規則（昭和五十三年名古屋港管理組合規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第八項第四号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第十一項中「次の各号に掲げる退職手当の区分ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第十三条第一項中「九十日」を「雇用保険法第三十二条第一項本文に規定する期間」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項ただし書に該当する者に相当する受給資格者にあつては、この限りでない。

第十六条第一項中「就業手当に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当請求書（様式第十号）を、」を削り、「第五十六条の三第一項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号」に改める。

附則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

様式第十号を次のように改める。

様式第十号 三察

附 則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の失業者の退職手当支給規則（以下「改正後規則」という。）の規定は、令和七年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。
（経過措置）
- 改正後規則第二条第八項第四号の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例（昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号）第二条第一項に規定する職員（同条第二項各号のいずれかに該当する者を除き、同条第三項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて適用日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて適用日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年四月三十日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第十七号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年名古屋港管理組合規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中「懲役 禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。